

医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院医学研究所 研究者等の採用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院医学研究所（以下「当研究所」という。）における研究活動の円滑な推進を目的として、これに直接関わる研究者等の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、各種補助金による研究、外部諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びに当研究所が認めた研究に適用する。

(定義)

第2条 この規程において研究者等とは、次の各号に掲げる者で、第2号及び第4号を除き原則として医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院（以下「当院」という。）に在籍する職員をいう。

- (1) 研究員；医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院医学研究所運用規程第4条第2項および第3項に規定する部門長、副部門長、研究員
- (2) 研究生；指導研究員の指導の下で研究活動を行う院内外の研修医・大学院学生等
- (3) 技術員；自らの学術活動・医療活動等のスキルアップを目的に各研究部の研究活動を通じ技術指導を受けるメディカルスタッフ並びに各研究部における実験研究の補助業務を行う者
- (4) 客員研究員；大学等他機関に在籍する者で、経歴、研究業績等を勘案し、当研究所の研究活動上必要と認められ研究に従事する者
- (5) リサーチ・アソシエイト；指導研究員の協力の下、自ら研究活動を行う者

(研究者等の資格)

第3条 研究者等となることができる者の資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究員；研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者（原則として、修士もしくは博士の学位を有する者）
- (2) 研究生；指導研究員の下で研究を遂行する上で必要な専門的知識と能力を有する者（原則として、学士（医学）もしくはそれと同等以上の学位を有する者）
- (3) 技術員；学術活動・医療活動等のスキルアップに係る研究意欲を有するメディカルスタッフ又は実験研究を補助する上で必要な能力を有する者
- (4) 客員研究員；研究員と同等以上の資格があると認められる者
- (5) リサーチ・アソシエイト；研究職として1年以上の実務経験があり、自ら研究を遂行できる能力を有する者（原則として、修士の学位を有し、原著論文（共著含）の執筆経験がある者）

(採用等の手続)

第4条 当研究所への採用手続については、医療法人徳洲会就業規則第5, 6, 7条に準じる。

2 当研究所に研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトとして所属することを希望

する者又は研究員から推薦があった者（以下「候補者」という。第3項に同じ。）は、次に掲げる書類を所長に提出するものとする。

- (1) 所属許可申請書
- (2) 履歴書
- (3) 研究計画書（研究員、研究生のみ）
- (4) 業績（研究員、リサーチ・アソシエイトのみ）
- (5) 推薦書（ある場合のみ）
- (6) その他必要と思われるもの

3 当研究所に技術員として所属することを希望する者は、次に掲げる書類を所長に提出するものとする。

- (1) 所属許可申請書
- (2) その他必要と思われるもの

4 所長は、前2項による書類の提出があった候補者について、研究者等として受入れることが適切であると判断した場合には、提出された書類と併せて採用（受入）申請書により院長に申請するものとする。

5 院長は、前項の申請を受け妥当と判断したときは、採用等を決定するものとする。この場合、申請が研究員である場合には、幹部会議の審査を経たうえで決定するものとする。

6 院長は、採用等を決定した場合には、所長を通じ候補者に所属許可通知書により通知するものとする。

（雇用契約、身分等）

第5条 第2条本文に定める者は、医療法人徳洲会と雇用契約を締結し、職務内容に応じて常勤もしくは非常勤として扱う。

2 非常勤の場合は、契約等の期間は最長1年間とし、年度ごとに更新を行う。この場合、第7条各号及び離脱の申し出があった場合を除き自動更新する。

3 常勤、非常勤ともに医療法人徳洲会就業規則の適用を受けるものとする。

（給与等）

第6条 前条の給与、各種手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約で定める。

2 給与等の支払は、当院が行うものとする。

（身分の喪失）

第7条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた時は、研究者等の身分を失うものとする。

- (1) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (2) 採用期間が満了したとき。
- (3) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、または不適当であると認められたとき。

- (4) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (5) 法人または当研究所に重大な損害を与え、または名誉を汚す行為があったとき。

(知的財産権)

第8条 研究者等の研究により生じた知的財産権については、法人に帰属するものとする。

(実施細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究者等の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定める事ができる。

(附則)

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月24日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年月4月1日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。